

勤務時間管理徹底を

県教委研修会 校長に呼び掛け

若狭町上中中の新任教諭が2014年に長時間過重労働で自殺したのは当時の校長が安全配慮義務を怠ったことが原因として町と県に損害賠償



県立学校長が教職員の勤務時間の管理などについて確認した研修会。24日、福井市の県特別支援教育センター

を命じた福井地裁判決を受け、県教委は24日、県立学校の校長への研修会を福井市の県特別支援教育センターで開いた。教職員の勤務時間の管理徹底、業務の適正・効率化

に努めるよう呼び掛けた。

県立高と特別支援学校、高志中の校長39人が出席。東村健治教育長が「今回の判決を受け、全教職員の勤務時間と業務内容を把握し、さらに労働環境改善を」と求めた。

県学校振興課が判決の概要を説明し、早期帰宅を促すなどの口頭指導だけでは不十分と指摘されている点などを強調。▽教員の働き方に対する意識改革▽教員業務の適正化▽部活動の負担軽減への取り組みが欠かせないとした。

同課によると、県立高の教員の11・9%は、6月の時間外勤務が過労死ラインとされる80時間以上だった。担当者は「看過できない状況。学校によって取り組みに温度差がみられる」とし、勤務時間の縮減とともに面談などを通じた心身の健康管理を求めた。

小中学校長の研修会は29日に開く。(細川善弘)